

予算と事業

令和2年度当初予算が3月議会で可決されました。
 今月は、その予算と事業の概要についてお知らせします。

令和2年度の一般会計当初予算の総額は、52億4,077万9千円で、令和元年度の50億5,058万8千円(千47%)の増額となります。その主な理由は、令和元年東日本台風(台風19号)による災害復旧事業に伴う工事・業務委託、明覚小学校プール改築事業などによるものです。

令和2年度は、「子どもたちが元気に暮らせるまちづくり」として、「健康長寿のまちづくり」「とぎがわ版総合戦略」「安全で安心できるまちづくり」「計画的な行財政運営」を重点施策として取り組みます。

「子どもたちが元気に暮らせるまちづくり」として、引き続き家庭から保育園、学校と必要となるに必要な支援を切れ目なく行ってまいります。令和2年度は食と学力向上にこだわり、充実を図ります。

「健康長寿のまちづくり」として、誰もが、高齢になっても精神的にも身体的にも健康で充実した暮らしを続けたいと思うことは自然な願いであり、町をあげて心と体の健康長寿の取り組みを積極的に推進してまいります。特に令和2年度は高齢者の、生きがい、につながるため、各課が連携して高齢者大学を開講し

ます。

「とぎがわ版総合戦略」として、若い世代や子育て世帯がときがわ町を選択し、転入を促すまちづくりを進めていきます。そのために、ときがわ町の良さを五感で感じていただくことが重要であり、また、ときがわ町に所縁がある人たちにときがわを大好きになってもらい、その気持ちを広めていただきたいと思います。それが定住、移住の第一歩となると考えます。

「安全で安心できるまちづくり」として、町民の自助・共助の意識も向上しているところであり、その定着、さらなる充実に取り組みを進めます。また、交通事故や犯罪がなく、生命財産が守られるよう相談体制の充実を図り、誰にとっても安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進してまいります。

最後に「計画的な行財政運営」として、合併による優遇措置もいよいよ最終年となり、それに備え準備を進めてまいりましたが、引き続き「とぎがわ町財政運営計画」に基づき、持続可能な財政運営を目指して、行財政改革に取り組みを進めます。

1億3,151万3千円 2.5%	7,862万2千円 1.5%	7,159万4千円 1.4%	2,271万6千円 0.4%
商工費	議会費	災害復旧費	その他
11,901円 (前年度比 4,482円増) 商工業や観光の振興などのためのお金	7,114円 (前年度比 274円増) 町議会運営などのためのお金	6,479円 (前年度比 6,479円増) 災害復旧のためのお金	2,056円 (前年度比 32円増) 雇用対策、労働関係などのためのお金

民生費
133,370円 (前年度比 4,295円減) 児童、高齢者、障害者福祉を推進するためのお金
14億7,387万4千円 28.1%

1億3,476万3千円 2.6%
農林水産業費
12,195円 (前年度比 2,353円増) 農業、林業の振興などのためのお金

消防費
28,084円 (前年度比 1745円増) 消防活動や災害時などに必要な物資及び防災施設の維持管理のためのお金
3億1,036万円 5.9%

土木費
24,601円 (前年度比 5,420円増) 道路や公園などを新設、補修するためのお金
2億7,187万円 5.2%

衛生費
43,627円 (前年度比 1,655円減) ごみやし尿処理、保健衛生のためのお金
4億8,212万2千円 9.2%

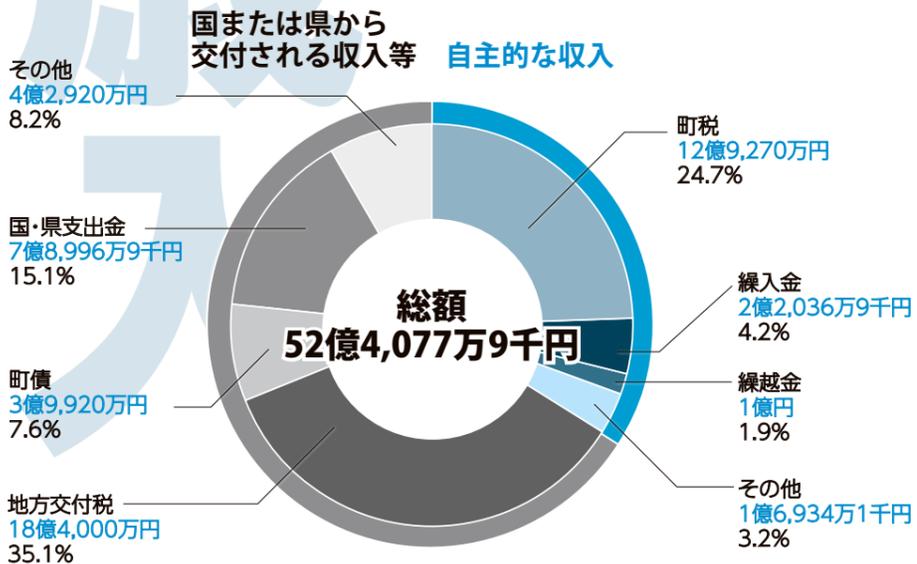
公債費
62,043円 (前年度比 3,024円増) 今までに借入れたお金を返済するためのお金
6億8,563万9千円 13.1%

教育費
61,558円 (前年度比 11,474円増) 学校運営や図書館、公民館などの教育施設を維持管理するためのお金
6億8,027万2千円 13.0%

総務費
81,208円 (前年度比 2,096円減) 戸籍住民、課税徴収、選挙や庁舎管理など総合的な事務を行うためのお金
8億9,743万4千円 17.1%

総額
52億4,077万9千円

町民1人あたりに使われる予算
474,236円
 ※ 11,051人で計算 (R2.3.1現在)



町民1人あたりの町税負担額
116,976円
 ※ 11,051人で計算 (R2.3.1現在)

固定資産税
前年度比 956円増
58,353円

町民税
前年度比 1,070円減
49,914円

たばこ税
前年度比 1,211円減
4,930円

軽自動車税
前年度比 230円増
3,779円

用語の解説

- ◆ **一般会計** 地方公共団体の行政運営の基本的な経費を計上した会計
- ◆ **特別会計** 地方公共団体が特定の事業を行う場合、特定の歳入を特定の目的の歳出に充て経理する必要がある場合、一般会計とは区分して収支経理を行う会計
- ◆ **地方交付税** 国が地方公共団体に対して、国が徴収した税金の一部を、使い道を指定せずに交付するもの
- ◆ **国・県支出金** 国・県が地方公共団体に対して、使い道を指定して交付するもの
- ◆ **繰越金** 前年度の収入と支出の差額を繰り越すもの
- ◆ **繰入金** 基金や他会計から収入するもの
- ◆ **町債** 町が借り入れるお金
- ◆ **合併算定替** 新町の普通交付税について、合併後10年間に限り合併前の旧2村ごとに算定した額の合算額とする算定の特例。11年目以降は5年間で段階的に縮減され、合併後16年目で特例は終了する。